

令和3年第1回伊賀市議会定例会に係る記者会見録概要

2021（令和3）年2月3日（水）午前11時～
市役所本庁4階庁議室

1. 市長からの発表

本日、令和3年第1回伊賀市議会定例会の招集告示をいたしました。

先ほど、議会運営委員会が開催され、2月10日に開会し、3月10日までの29日間の会期で開催されることになりました。

今回の議会には、令和3年度当初予算案をはじめ、令和2年度補正予算案、条例関係等、計37議案を提出することとしています。

はじめに、令和3年度の予算編成についてですが、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染症の経過によっては、さらに内外経済を下振れさせるリスクがあることなど、今後の動向や影響に加え、本市においても市内の感染状況により、市民生活や飲食店をはじめとした各事業所や企業の経営状況など、引き続き感染症の影響を注視していく必要があります。

現在、第2次伊賀市総合計画第3次基本計画を策定中ですが、計画案に掲げる3つの課題「Society5.0」、「持続可能な開発目標（SDGs）」、「COVID-19などの新たな危機」へ対応し、市民の生命や暮らしを守るため「こども、暮らし、にぎわい。」の視点で、「コロナの先の未来・元気づくり」予算を編成しました。

当初予算の概要ですが、一般会計では、前年度比0.1%減の4百25億5千3百20万1千円となり、3千8百12万5千円の減額としています。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用の皆増のほか、汚泥再生処理センター建設工事の完成に伴う、事業費の皆減などによるものです。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計など6会計を合わせまして、前年度比2.2%減の、2百11億2千9百76万4千円として、4億7千7百78万9千円の減額となっています。

企業会計では、病院事業会計、水道事業会計、及び、下水道事業会計の3会計を合わせまして、前年度比3.7%増の、1百46億9千5百39万1千円で5億2千4百35万3千円の増としています。

また、財産区特別会計では、島ヶ原財産区、及び、大山田財産区の2会計を合わせまして、前年度比14.4%減の4千2百36万8千円で7百10万3千円の減としています。

以上、令和3年度の全会計の総額は、前年度とほぼ同額の、7百84億2千72万4千円としています。

次に、令和2年度の補正予算ですが、各会計を通じて、それぞれ決算見込みによる補正を中心に行っています。

今回の補正は、国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づく「15カ月予算」の考え方で、新たに令和2年度第3次補正予算で措置された事業に係る予算を補正しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による、景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる見込みとなり、通常の減収補填債の対象項目に6税目が加わったことから、今回の補正予算において市債（歳入）に減収補填債を計上しています。

なお、国の第3次補正予算において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が拡充されたことから、追加でコロナ対策に係る事業費や、ポストコロナに向けた事業を今定例会中に追加で提案する予定です。

予算以外の条例関係では、議案第26号「伊賀市 行政組織 条例等の一部改正について」では、デジタルトランスフォーメーションによる住民サービスのより一層の向上と、スマート自治体の構築に向けた行政改革を的確かつスピーディに推進するために組織を見直し、デジタル自治推進局を新たに設置するなど「伊賀市行政組織条例」など5つの条例の一部を改正するものです。

なお、追加発表として「伊賀市 事業継続 応援給付金の対象期間の追加・条件の緩和および申請期間の延長について」お知らせをします。

伊賀市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者に対し、「伊賀市 事業継続 応援給付金」事業を実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症による景気低迷が続いている中、現状制度では給付金の支給を受けられない事業者の支援を行うため、この度、申請期限を3月31日まで延長するなど、対象期間の追加・条件の緩和を行うこととしました。また、制度の利用をされていない事業者で対象となる方は、ぜひご利用いただければと思います。

2. 議会提出議案について

令和3年第1回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

2月10日提出分

議案番号	件名	理由及び内容等	担当部署
25	伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の全部改正について	<p>【改正理由】「伊賀市農林土木事業分担金徴収条例」と「伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例」において類似する内容が定められていることから、統合を図るため。</p> <p>【制定内容】分担金を徴収する事業、分担金の納付義務者、分担金の額やその徴収方法などについて規定するとともに、「伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例」を廃止する。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	農村整備課
26	伊賀市行政組織条例等の一部改正について	<p>【改正理由】デジタルトランスフォーメーションによる住民サービスのより一層の向上とスマート自治体の構築に向けた行政改革を的確かつスピーディな推進に向け、組織の見直しを行うため。また、当該見直しに関し予定している「伊賀市行政組織規則」の改正に伴い、条例で設置している審議会等の庶務担当課に変更が生じることによる。</p>	総務課 行財政改革推進課

		<p>【改正内容】総務部行財政改革推進課と企画振興部広聴情報課情報政策係を統合し、市長直轄の組織としてデジタル自治推進局を新たに設置する。また、審議会等の庶務担当課を改める。</p> <p>【改正する条例】</p> <p>①伊賀市行政組織条例 ②伊賀市総合計画審議会条例 ③伊賀市行政情報番組検討委員会条例 ④伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例 ⑤伊賀市行政不服審査会条例</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	
27	伊賀市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】昨年11月に国の認定を受けた地域再生計画により運用を始めた地方創生応援税制「伊賀市企業版ふるさと応援寄附金」を有効に活用するに当たり、必要に応じて寄附金を伊賀市ふるさと応援基金に積み立てるため。</p> <p>【改正内容】基金の設置目的に、地域再生計画に記載する「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成」を加える。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	総合政策課
28	伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】近年の国民健康保険特別会計の収支状況を踏まえ、国民健康保険税の税率を変更する。また、令和3年1月1日施行の地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定基準額を改めるほか、所要の改正を行う。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日（令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）</p>	保険年金課
29	伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について	<p>【改正理由】霧生診療所について、受診者数が年々減少し赤字収支が続いていることから、地元との協議を経て、今年度末をもって閉鎖することとしたことによる。</p> <p>【改正内容】霧生診療所の名称、位置、診療日及び診療時間に関する規定を削除する。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	保険年金課

30	伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年5月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」の令和3年4月1日施行分の改正及び当該改正に合わせて国土交通省から手数料に関する考え方が改めて示されたことによる。</p> <p>【改正内容】建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等について新たに規定するほか、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の面積区分及び金額を変更する。</p> <p>【施行期日】令和3年4月1日</p>	都市計画課
31	伊賀市水道事業給水条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】水道を使いやすくすることで企業の生産意欲の向上と水道使用量の増加を促し、水道料金収入の安定を図ることなどを目的に、令和3年3月31日を期限として導入した大口需要者に係る従量料金の特例について、コロナ禍の経済的影響により令和2年度の使用水量が減少しており、当該特例による効果の検証が不十分であることから、特例の適用期間を令和4年3月31日まで延長する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	営業課
32	工事請負契約の締結について	<p>【提案理由】青山複合施設建設工事に係る工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるため。</p> <p>契約の相手方：伊賀市阿保 1214 番地の 14 市川建設株式会社 代表取締役 市川 信彦</p> <p>契約金額：277,750,000 円</p>	青山支所振興課
33	財産の無償譲渡について（寺田公民館）	<p>【提案理由】地域の集会施設としての活用を目的に、地元自治会に寺田公民館を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため。</p> <p>相手方：伊賀市寺田 956 番地 寺田区 区長 古川 勉</p>	同和課

34	財産の無償譲渡について（旧阿山支所庁舎等）	<p>【提案理由】旧阿山支所跡に地域包括ケア圏域を軸とした高齢者等支援拠点施設等を整備する事業者に旧阿山支所庁舎等を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため。</p> <p>相手方：伊賀市馬場600番地 社会福祉法人あやまユートピア 理事長 生田 邦夫</p>	阿山支所振興課
35	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】令和3年4月1日から新たに供用を開始する「上野運動公園多目的グラウンド」に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため。</p> <p>候補者：伊賀市西明寺3240番地の2 公益財団法人伊賀市文化都市協会 理事長 中村 忠明</p>	スポーツ振興課
36	辺地に係る総合整備計画の策定について	<p>【提案理由】令和3年度から令和7年度までを計画期間とする腰山地域に係る総合整備計画を新たに策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるため。</p> <p>【計画内容】腰山地域に耐震性防火水槽を設置する。</p>	総合政策課
37	専決処分の承認について	<p>【提案理由】令和2年度伊賀市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるため。</p> <p>【専決処分の内容】令和2年度伊賀市一般会計において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を実施するための所要額の補正予算として、既定の予算額に歳入歳出それぞれ116,564千円を追加した。</p>	財政課

主な質疑応答の概要

【伊賀市の予算規模について】

- 記者：今年度は、合併特例債発行最終年度になり、来年度以降に備えて（一般会計）予算を圧縮できれば410億円台に抑えたかったけれども、今年度はコロナ関係の事業がありましたので、予算が膨れてしまい約425億5,000万円規模になったと聞きました。伊賀市は、人口が減少し9万人弱ですが、この人口規模に対して適正規模の予算額はどれぐらいかお聞きしたいと思います。
- 市長：社会情勢、人口減少、経済状況も含めて恐らく400億円切るぐらいだろうと思います。ですから、身の丈に合った予算額にしないといけないと同時に、必要なこと、そうでないことを今後しっかりと市民の皆さんとともに考えて行かなければいけないことは沢山あると思います。
- 記者：そうしたら、今後400億円切るぐらいの予算規模にしようとするれば、削るとしたら今後どういうところになりますか。
- 市長：今度、市民も交えた第三者機関が、組織のあり方や事業のあり方について検討をしていきます。「何が必要なのか、何を畳んで行くべきなのか、何を充実させるべきか」しっかり検討していきたいと思っております。コロナ禍による社会の変革からDXの時代に突入しました。DXによって、市民生活がより便利になり、この時代にふさわしい施策、あるいは方向性を追求していくことが必然となるだろうと思います。
- 記者：大きな予算額の掛かる事業の大部分は行っていると思いますが、今後、ハコモノをつくる予定はありますか。
- 市長：つくるということより、これからは長寿命化していく時代になってきますので、国からの交付金等も「新たなものをつくる」というよりも「今あるものを改修し長寿命化していく」ということ。それは道路、橋、既存の公共建物においても同様で、そうしたことがメインになるのかと思います。ただ、どうしても必要なものはつくらないといけませんので、その時々市民の皆さんの要望や議会の皆さんの判断で決まっていくことだと思っております。

【3期目就任後、最初の当初予算編成について】

- 記者：市長が3期目当選されて最初の当初予算編成で、思い入れは相当あったと思いますが、全体を見渡していかがですか。
- 市長：想定していなかったことはCOVID-19でした。コロナ禍の時代がやってきたということで、まずはそれを喫緊の課題として、国や県もそうでしょうけれども、克服して行かなければいけない。地域経済への影響を最小限に抑え、リカバリーしていく施策をしていかなければいけない、ということが課題に加わりました。それと同時に、1期目、2期目で取り掛かってきたことを、後3年10ヶ月程の間で、形として見えるものや、制度の是正など、できる限りやりたいと思います。やることは沢山ありますが、優先順位を付けてやっていくということになると思います。

【(令和3年度当初予算) にぎわい忍者回廊創出プロジェクト事業等について】

記者：12月議会の際に「令和3年度にぎわい忍者回廊民間活力導入支援業務委託経費の債務負担行為」の補正があり、今回の令和3年度当初予算に盛り込まれております。この事業の見通しについてお聞きしたいと思います。

市長：今、ボールが議会から行政側に投げ返されましたので、その球をしっかりと受け止めて、我々のできる最良のやり方でベストを尽くして行くということが必要だろうと思います。しっかりとやれば活性化すると思っていますので、我々の努力・皆さんの協力だと思っています。

記者：現状での課題はありますか。

市長：基本的には恐らく進んでいこうと思いますが、図書館整備については、文化財になっているので、「文化財の活用」としては、どの程度残さないといけないのかなど、専門家による検討と設計の精査が必要になります。活用ということが大事なことですので、そのために足をすくわれるということがあってはいけない、何より一番大事なことは早く賑わいの拠点をつくるということです。

【(令和3年度当初予算) 伊賀市ミュージアム青山讃頌舎の改修について】

記者：伊賀市ミュージアム青山讃頌舎の改修は、最初の経費(令和2年度)以上の経費が今年度の改修費で計上されていますが。

市長：博物館や美術館施設の展示施設は、展示物などの安全性を担保することになっています。他から貴重な作品をお借りして展示するという事になれば、対応できるだけの施設でなければいけないということです。ガラスケースの充実など様々なことをやってかなければいけません。他に、板塀で茶室のほうの庭と美術館のほうが区切られていましたが、一体感を持たすために少し別の形にします。これは森林環境贈与税による支出になります。

記者：ガラスの設置は、開館当初からしておけばよかったのではありませんか。

市長：開館に向けてできることから着手し、充実を図っていくということでした。コロナの時代になりましたが、色々な方に周知をいただいて注目もしていただけるようになってきたと思います。また、青山讃頌舎をつくられた穉月明さんが「作品は露出展示をしたい。ガラス越しではなくて、皆さんに楽しんでいただきたい。」という思いをお持ちになっていましたので、開館当初にはガラスの設置をしておりませんでした。

【(令和3年当初予算) 芭蕉翁顕彰事業費(芭蕉筆智月宛書簡の購入)について】

記者：芭蕉筆智月宛書簡について市長の思い入れはいかがですか。

市長：これは、大変面白い資料だと思います。芭蕉のお弟子さんの中には、芭蕉に対し熱烈な女性ファンがいました。芭蕉は、その女性のお弟子さんには優しい文字遣いで手紙を書いたりしているのですけど。逆にそういう人たちが、パトロン(支援者)になって新しいスタイルの着物など色々なものを下さったりするのですが、その中で智月さんという人は、昔から伝わってきた月見の献立を構成する料理の材料を大津からわざわざ使用人に持たせてお届けしていたようです。今回は、それと同じようなことですが、実は芭蕉の生活水準というのは知られていませんで

した。いつも誰かから何か貰ったような感じで生活をしていたように思われますが、この手紙の中には「金貳歩」（現在でいう約4万円）の財産があったということが書いています。これまで知られなかった芭蕉の家計が垣間見えるようなところがあるのが大変面白い資料になっています。芭蕉研究、芭蕉の人となり、あるいは芭蕉の社会生活というものをうかがう上では重要な資料になるということです。

文化交流課：新年度になりましたら、購入に向けて仲介書店と話をしたいと思います。

記者：公開時期は未定ですね。

文化交流課：未定です。

記者：レプリカでは駄目ですか。

文化交流課：レプリカと本物は全く違う物です。レプリカは本物があって初めて成立しているものですので、本物にしか文化財的な価値はございませんので全く別物だと思います。

記者：今回に限らず、過去にも古文書を購入していますが、行政とは、まず年間の予算を計画した中で事業を実施したり、予算内で購入したりする仕組みだと思います。今回のように良い物があつたから購入しようという考え方についてご説明ください。

市長：まず基本的に押さえていただきたいのは、歴史資料というようなものは、普通の物品購入とは違って「何年度にこういうものが欲しいから予算計上して購入する」というような性質のものではありません。これは、いつどこからどんなものが出てくるか分からないということが1つ。それから、その価値というものは、その時にそれが出てきて初めて分かるものですから、「これは我がまちに必要なものかどうか」、「価格は妥当か」ということを検討します。そのため、「これはどうしてもこの地域・このことについては押さえておかなければいけない」という判断を学芸員や専門家に意見を伺うということになります。

【（令和3年度当初予算）上野公園の公園施設更新事業について】

記者：上野公園内をベビーカーや車椅子でも移動しやすいように園路の一部を舗装化するというところで、予算計上されています。これは、国の史跡とも関係すると思いますので、文化庁と調整が済んだ上での予算要求ですか。それから、忍者回廊の事業と一緒にってくるイメージですか。いわゆる観光客に回ってほしいということで、そのへんの関係性はいかがですか。

市長：まず、上野公園内は史跡地でありますので、文化庁との調整など終了しているということです。園路整備と忍者回廊は関係ありません。園路整備は、ユニバーサルデザインの観点からやったことです。

記者：予算計上した時期が重なっているのはどうしてですか。

財政課：設計予算は、令和2年度の予算のため、今年度から設計は始めています。来年度は工事費の予算です。

市長：今年度・来年度のことじゃなくて、前から言われていることがやっと形になってきたということです。

【伊賀市事業継続応援給付金の対象期間の追加・条件の緩和および申請期間の延長について】

記者：募集はいつからですか。また、これまでどれくらい実績がありましたか。

商工労働課：昨年6月8日からスタートして、当初の期限が1月29日でした（3月31日まで延長）。利用実績は、現在140件交付しております。（140件×20万円＝2,800万円）

記者：予算はどれくらい取っていたのですか。

商工労働課：当初は、1,250件×20万円で2億5,000万円でした。

記者：あまり利用されなかった理由は何ですか。

商工労働課：国の持続化給付金は、前年比売上が50%以上減という条件で、そちらへ申請をした方が多かったのであろうという推測です。国の給付金額は、個人が100万円で、法人が200万円です。